

さいたま市告示第700号

さいたま市立内谷中学校改修工事基本計画策定業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市立内谷中学校改修工事基本計画策定業務
- (2) 履行場所
さいたま市南区内谷6丁目10番1号
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和8年3月19日まで
- (5) 入札参加形態
単体企業とする

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建築関連コンサルタント」内の業務分類「学校施設」で登載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (6) 平成27年度以降、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される学校（ただし、

幼稚園を除く。)の用に供される延べ面積3,000㎡以上の建物の改修又は増築、改築の基本計画、基本又は実施設計業務を元請として完成させた実績を有する者(共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。)であること。

(7) 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士を配置できる者であること。

3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課
担当 整備係 電話 048(829)1642

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p120699.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和7年5月7日(水)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和7年5月14日(水)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

６ 仕様書等に関する質問及び回答

(１) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

３(１)アに同じ

イ 受付期間

３(２)に同じ

ウ 提出方法

４(４)に同じ

(２) 質問に対する回答

ア 公表場所

３(１)アに同じ

イ 公表日時

５(２)に同じ

７ 入札手続等

(１) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(２) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(３) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(４) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和７年５月２１日（水）午前９時００分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所西会議棟第１入札室

(５) 入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

(６) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和７年５月２１日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

７(４)イに同じ

(7) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加できない。

(8) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(9) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(10) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(11) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課

電話 048（829）1623 F A X 048（829）1989

9 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課

電話 048（829）1642 F A X 048（829）1989

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

11 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>